

## 2010 年代前半(2011~15 年)の情勢の変化に関して

1. ビジョン策定から5年間が経過する中で、新たな情勢変化を5点ほど上げて、その変化を的確に把握した上で、生協が取り組む課題を鮮明にした方針とする、という指摘は極めて正しいし必要である。問題は、「新しい変化」の捉え方である。1)人口減少・高齢化・世帯形態の変化 2)格差の拡大(所得・地域の格差)3)東日本大震災と福島原発事故 4)流通・小売業の寡占化などについては、新しい変化とは言えず5年前から傾向としては深く捉えていたし、対応方針も打ち出し実践も進めてきた。したがって、これらの変化は予定どおりかそれ以上に進展していると見るべきである。
2. この間の新・しい急激な変化、特に、未来へ向けた我が国の経済的・社会的・政治的な基本構造変化、国の姿かたちを変える「激変」を鮮明に捉え、それらへの生協らしい(理念・価値・原則に忠実に)方針こそ、「中期方針」の根幹に据えなければならないというのが私の意見である。即ち、国の最高法規である憲法、「個人の尊重・尊厳・人権の擁護」を目的にしている憲法は、「国家権力を縛り、政府が絶対守らなければならないもの」である。国の政治はこのような憲法を尊重しその範囲内で行うというのが「立憲主義」であり、憲法の下位にあるすべての法律を国民が守る義務があるのは、この立憲主義が貫かれ、いわゆる「法治主義・法治国家」が揺るがないことか条件である。今年はこの憲法が制定されて 70 年の記念すべき年であり、歴代の自民党政権では「現行憲法により集団的自衛権の行使は禁止され認められない」という解釈を守り、国会も国民もこの認識で一致した長い歴史を歩んだ。
3. 安倍内閣はアメリカから帰るや否や突然「現憲法でも集団的自衛権行使はできる」という「解釈改憲」を、国会(主権者の代表である各政党所属議員)の論議や国民的(憲法学者・法曹界・ジャーナリズムも含めて)な論議、法の番人といわれた内閣法制局内審議もなく、身内だけの「閣議決定」のみで強行した。衆議院での強行採決に次いで参議院での特別委員会でも、「ウソと脆弁・曖昧答弁」をくり返し、国民の 80%以上の「政府の説明不十分・今国会での採決反対」の声を無視して、議事録を捏造して成立したとして3月にも施行しようとしている。当然のように、元最高裁長官・判事、元内閣法制局長官(3名)、憲法学者の 95%、日弁連はじめ全国 52 のすべての地方弁護士会、大学教官などが「平和安全関連法案(戦争法案)は憲法違反である」と批判し、国会前でも全国各地でも主権者としての自覚を持つ国民の「自主・自発」的反対運動が展開された。全国の生協は 43 都道府県の 90 を超える生協が反対などの声明や決議、地域における行動に立ち上がっている。そしていま、新しい民主主義の創造ともいうべき「戦争法廃止・九条を守れ! 全国 2,000 万名統一署名運動」が展開されている。
4. こうして我が国は「立憲主義・民主主義・平和主義」が事実上破壊され、憲法が実質的に国家権力を縛るといって機能を失っている状況が続いている。この戦後 70 年にしてはじめて惹起した「新しい変化」は、国の形を変え国民の基本的な人権を揺るがし、自衛隊の海外での軍事行動、

経済の軍事化、アメリカへの追従と新自由主義国家による貧困と格差の拡大、沖縄新基地に見られる地方自治破壊、「法治主義」の後退による社会的混乱(杭打ち偽装・化血研・大企業の粉飾決算などの違法事件や弱者や子どものいじめなどが既に増大している)などが危惧される。従って、この問題は「政治・イデオロギー・政争問題」として捉えたり、出来るだけ遠ざけるような発想は「歴史的誤謬」であり、協同組合理念・価値・原則に反する姿勢とさえいえる。

5. 確かに組合員のくらしの厳しさ、多様化、流通業界の寡占化など、生協経営をめぐる厳しい情勢は確かである。しかし、古来より「木を見て森を見ず」「葦の髄から天井を覗く」では、物事の本質や変化の全貌を見極められないといわれてきた。私たちは「生協から社会・外部を見るのではなく、社会・外部の変化から生協の真のミッションを探る」ことこそ、この70年ぶりの「新しい変化」が中期方針に求めているのではないか。